

教 生 学 第 7 0 8 号
令和3年(2021年)11月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（各 市 町 村 立 学 校 長）
様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

令和3年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

児童虐待については、児童相談所における相談対応件数が依然として増加傾向であることから、本月間の趣旨等を御理解の上、年間を通じて、家庭・学校・地域等の社会全体にわたり、児童虐待問題に対する深い関心をもつとともに、理解を図ることができるよう、国が作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」や、道教委で配付した資料等を活用するなどして、児童虐待の未然防止、早期対応をお願いします。

（生徒指導（問題行動等）係）



3 文科教 第 757 号
令和 3 年 10 月 29 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 の 長
殿

文部科学省総合教育政策局長
藤 原 章 夫

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、取り組みいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する児童相談所における相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。このような状況を受け、厚生労働省の主唱により、平成 16 年度から毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

今般、「令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）」（令和 3 年 10 月 27 日付け子発 1027 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）（別添 1）のとおり、令和 3 年度においても、「令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」（別添 2）に基づき、令和 3 年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動等の各種の取組が全国的に実施されることになり、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組の積極的な実施について協力依頼がありました。つきましては、貴職におかれましても、「児童虐待防止推進月間」の趣旨を御理解の上、下記を踏まえ、年間を通じて、家庭・学校・地域等の社会全体にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を持つことができるよう、積極的な御対応をお願いします。その際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められることに御留意いただき、感染拡大対策を徹底した上で、必要な御対応をお願いします。

また、本通知に関しては、その内容について、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

記

教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校におかれては、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、関係機関等と連携の上、以下のような点に留意しつつ、関連の取組を実施すること。

また、家庭教育支援を所管する教育委員会におかれては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の観点から、関係機関等と連携の上、以下に留意しつつ、家庭教育支援の取組を実施すること。

1. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

- 学校は、個々の教職員をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等による日常の幼児児童生徒の心身の状況把握や学校医による健康診断等を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行い、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことなく、速やかに市町村や児童相談所等に通告すること。

併せて、24 時間子供 SOS ダイヤルや児童相談所虐待対応ダイヤルを含む電話相談や、SNS による相談等の相談体制について、1 人 1 台端末を活用するなどによる周知に努めること。

- 学校及びその設置者は、児童相談所等への通告の事実を、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒の保護者に伝えないようにすること。

2. 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化のための情報共有

- 関係機関等との間で、上記 1 に係る通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認し、共有すること。
- 関係機関等と継続的に連携して対応するため、管理職のリーダーシップの下、特定の教職員で抱え込まず、関係教職員によるチームとして対応に当たること。
- 学校は、児童虐待に係る通告の対象となった幼児児童生徒の出欠状況や欠席理由等について、市町村又は児童相談所への定期的な情報提供（おおむね 1 か月に 1 回）を行うこと。
- 定期的な情報提供の期日より前であっても、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時や、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

- ・ 幼児児童生徒の進学・転学の際の情報共有を推進するため、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校間及び関係機関との間の適切な連携を進めること。
- ・ 国立及び私立の学校においては、児童相談所等との連携・協力について、必要に応じて確認し、必要な対応を促すこと。

3. 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化

- ・ 学校・教育委員会等は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画すること。
- ・ 児童相談所等が主催する会議等への学校・教育委員会等の関係者の参加、教育委員会等が主催する会議への児童相談所等関係者の参加・協力を求めることや、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進することなどにより、連携を強化すること。
- ・ 保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関が連携して対応すること。
- ・ 教育委員会においては、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和3年8月27日付け子家発 0827 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（別添3）に基づく調査について、他の自治体から照会があった場合には、円滑な情報提供に留意するとともに、関係自治体と連携して確認対象児童の安全確認に努める等、本件に係る児童福祉・母子保健主管部（局）等からの協力依頼に積極的に対応すること。

4. 児童虐待防止に係る研修の実施

- ・ 学校・教育委員会等においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版文部科学省）（参考1）等の教職員用研修資料の活用や、児童相談所の職員を講師として招へいするなどして、学校の教職員等に対し、児童虐待防止に係る研修を実施すること。
- ・ 特に、学校長等の管理職に対しては、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月文部科学省）（参考2）を活用するなどして、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定するなど、実践的な研修の充実を図ること。
- ・ また、地域における家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に対しては、「児童虐待への対応のポイント」（令和3年3月改訂版文部科学省）（参考3）を活用するなどして、研修の充実を図ること。

5. 地域における家庭教育支援に関する取組の推進

- ・ 教育委員会等においては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に資するため、家庭教育支援に関する取組を推進すること。
- ・ また、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等により、保護者への相談対応や、保護者と地域とのつながりづくりの推進等を図ること。

6. 児童虐待防止に関する啓発活動の推進

- ・ 学校・教育委員会等においては、児童虐待の防止に向け、体罰や暴言によらない育児が推進されるよう、大人・保護者向けの「体罰等によらない子育てのために」（参考4）

等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

また、今年度は新たに子供向けの啓発資料が作成されているため、1人1台端末を活用するなどにより、「たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。」(参考5)等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

(添付・参考資料)

○別添1 令和3年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(協力依頼)(令和3年10月27日付け子発1027第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)

○別添2 令和3年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

○別添3 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について(依頼)」(令和3年8月27日付け子家発0827第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

○参考1 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



○参考2 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf



○参考3 「児童虐待への対応のポイント」(令和3年3月改訂版文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm



○参考4 「(大人・保護者向け)体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



○参考5 「(子ども向け) たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。」

<https://www.mhlw.go.jp/no-taibatsu/>



(担当) 総合教育政策局 地域学習推進課
家庭教育支援室 家庭教育企画係
電 話 03(5253)4111(内線)2973
F A X 03(6734)3718

初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係
電 話 03(5253)4111(内線)2561
F A X 03(6734)3735

子発 1027 第 1 号
令和 3 年 10 月 27 日

文部科学省総合教育政策局長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴府省庁等を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。今年度におきましても、別添「令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めることといたしますので、貴府省庁等におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配慮をお願いします。

また、令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から 5,623 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の 4 に記載のとおり『189 ^{いちはやく}「だれか」じゃなくて「あなた」から』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和 3 年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴府省庁等並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要課題である。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

いちはやく
『189 「だれか」じゃなくて「あなた」から』

もろおか ののこ
師岡 野々子さん（静岡県）の作品

※ 全国公募により選定

5. 期 間

令和3年11月1日（月）から30日（火）まで

※ 実情に応じ、期間延長等の変更可。

6. 主 唱 者

厚生労働省

7. 協力者

(1) 関係府省庁等

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所

(2) 関係団体

(一社) 全国認定こども園連絡協議会	(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク
(一社) 全国病児保育協議会	(特非) 全国小規模保育協議会
(一社) 日本こども育成協議会	(特非) 全国認定こども園協会
(一社) 日本子ども虐待防止学会	(特非) チャイルドライン支援センター
(一社) 日本臨床心理士会	(特非) 日本法医学会
(一社) 日本心理学諸学会連合	(特非) 日本ソーシャルワーカー協会
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	(特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター
(一社) 日本公認心理師養成機関連盟	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
(一社) 日本公認心理師協会	子どもの虹情報研修センター
(一財) 児童健全育成推進財団	全国学童保育連絡協議会
(一財) 西日本こども研修センターあかし	全国高等学校長協会
(公財) SBI 子ども希望財団	全国国公立幼稚園・こども園長会
(公財) 全国里親会	全国児童家庭支援センター協議会
(公財) 日本臨床心理士資格認定協会	全国児童自立支援施設協議会
(公社) 全国私立保育園連盟	全国児童相談所長会
(公社) 全国保育サービス協会	全国児童養護施設協議会
(公社) 全国幼児教育研究協会	全国児童心理治療施設協議会
(公社) 日本医師会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本看護協会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本産婦人科医会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本歯科医師会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国保育協議会
(公社) 日本小児科医会	全国保健師長会
(公社) 日本助産師会	全国保健所長会
(公社) 日本精神保健福祉士協会	全国母子生活支援施設協議会
(公社) 日本PTA全国協議会	全国民生委員児童委員連合会
(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	全国養護教諭連絡協議会
(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会	全国連合小学校長会
(公社) 日本心理学会	全日本私立幼稚園連合会
(福) 子どもの虐待防止センター	全日本中学校長会
(福) 全国社会福祉協議会	日本私立小学校連合会
(福) 日本保育協会	日本私立中学高等学校連合会
(福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所	日本弁護士連合会
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会	日本臨床心理士養成大学院協議会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	公認心理師制度推進連盟

(3) その他協力事業者等

東部タワースカイツリー株式会社
京王電鉄株式会社
西武鉄道株式会社
東武鉄道株式会社
九州乳業株式会社

東急電鉄株式会社
小田急電鉄株式会社
京成電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社
全国中小企業団体連合会

8. 令和3年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会研修会等の開催

(3) その他、上記2の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・ 電話相談等の相談援助活動の実施 等

9. 関係団体等の取組状況の公表

厚生労働省において調査した関係府省庁や関係団体等の令和3年度における児童虐待防止に向けた取組の実施状況について、厚生労働省ホームページにおいて公表する。

子家発 0827 第 1 号
令和 3 年 8 月 27 日

各

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市
-------------	-------------	--------	-------------

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」（令和 2 年 9 月 30 日付け子家発 0930 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、関係部署や関係機関との情報共有等の取組を徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされており、また、これら子どもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に子どもの状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和 3 年 6 月 1 日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0 歳から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。）。以下「確認対象児童」という。）の情報を市区町村において把握し、子どもを

目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず（乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。）、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
 - ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
 - ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
- ※2
- ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
 - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（自治体が独自に実施している手当を含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和3年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う。
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う。

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行う。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることをないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視（※）により確認

（※）状況確認に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底するとともに、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等を検討すること

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和3年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和3年6月1日から令和3年11月30日まで及び令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等

○ 令和3年11月30日及び令和4年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察への通報（相談）状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑩に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和3年6月1日から令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 確認対象児童のうち、令和3年6月1日から令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 令和2年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数

⑤ 上記④のうち、令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

⑥ 上記④のうち、令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

⑦ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

⑧ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

⑨ 上記④のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和3年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

- ⑩ 上記④のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童で令和4年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

4 提出期限等

(1) 厚生労働省への提出期限（期限厳守）

- 一次報告

令和3年12月15日（水）（令和3年11月30日時点での状況確認結果）

- 二次（最終）報告

令和4年3月15日（火）（令和4年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和4年2月28日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査を行うことを予定しています。

(2) 提出方法

- 令和3年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。
- 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
（提出先メールアドレス） jidounetwork@mhlw.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、とりまとめ次第速やかに公表する予定です。

【担当者】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策防止対策推進室
自治体支援係（内線 4849/4898）
Tel 03-5253-1111（代表）
03-3595-2166（直通）

児童虐待対応のポイント

- 確証がなくても通告します。
- 通告が誤りであったとしても民事上、刑事上の責任は問われません。
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関です。
- 保護者との関係よりも子供の安全を優先します。
- 通告は守秘義務違反に当たりません。

虐待の通告先は、

- 下の4つの場合は**児童相談所**に通告します。 tel: _____
- **教育委員会**に連絡します。 tel: _____
※市町村によっては教育委員会が通告する場合があります。
※道立学校は教育局に連絡します。

- ・ 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
- ・ 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ・ 性的虐待が疑われる場合
- ・ 子どもが帰りたくないと言った場合

- 生命・身体に対する危険性、緊急性が高い場合は児童相談所のほかに**警察**に通報します。
tel: _____

- 上記以外の場合は**市町村の虐待対応担当課**に通告します。
tel: _____
※通告の判断に迷った場合や緊急でない場合も市町村の虐待対応担当課に連絡します。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）（令和2年7月1日付け教生学第202号）P21～P24を参照

保護者が「学校が言い付けたので一時保護になった」と訴えてきた場合は、

- 「一時保護の判断は児童相談所です。学校ではありません。」と伝えます。

一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えます。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）（令和2年7月1日付け教生学第202号）P34を参照

保護者から虐待の通告元を教えるよう求められた場合は、

- 「教えられません。」と伝えます。

学校はそれらの情報について保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村福祉部局と連携して対応することが重要です。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）（令和2年7月1日付け教生学第202号）P34を参照

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、

- 複数の教職員で対応し、速やかに教育委員会に連絡します。
※道立学校は教育局に連絡します。

学校は即時に教育委員会に連絡し、市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・警察等・弁護士等と情報共有し連携して対応することが重要です。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）
（令和2年7月1日付け教生学第202号）P34～P35を参照

報道から児童生徒に関する情報を求められた場合は、

- 窓口を一本化します。
- 対応を文書に記録します。
- プライバシーに関わる内容や学校運営に支障が生ずる場合は、求めに応ずることができないことを伝えます。

参考：令和元年(2019年)11月29日付け教生学第740号通知
「生徒指導に係る情報の取扱いについて」

一時保護になった場合の出欠の取扱いは、

- 次の要件を満たした場合は、指導要録上「出席扱い」とすることができます。

（出席扱いの要件）

- ① 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関して、十分な連携・協力が保たれていること。
- ② 当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

参考：平成27年8月24日付け教生学第475号通知
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

転校・引継ぎ時の対応は、

- 記録の文書の写しを確実に引き継ぎ、対面、電話連絡などで必要な情報を伝えます。

各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

※地方公共団体が定める条例に基づきます

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）
（令和2年7月1日付け教生学第202号）P36～P37を参照